

## 第32回 スイッチング支援に関する実務者会議 議事概要

日時 平成30年1月18日(木) 10時00分～10時45分

場所 電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室B～C

### <決定事項、宿題事項など> (★は宿題事項)

- ・ 資料1、議事録は特段の意見なく承認された。
- ・ 資料2、No.15、30、68、79、90は案件クローズとする。
- ・ 資料2、No.98、小売電気事業者にて一般送配電事業者との間で個別相談を進めていただく。相談窓口は各社のネットワークサービスセンター、または託送サービスセンターとなる。
- ・ 資料2、No.98、一般送配電事業者が工事申込の情報を小売電気事業者へ提供することが困難な理由について、電気事業連合会は一般送配電事業者に対し、当該情報提供を要望した小売電気事業者への情報提供が可能か確認する。  
★
- ・ 資料2、No.100、事務局は引き続きシステム改修が困難な事情について確認する。★
- ・ 次回会議に向け、起票された意見・要望への賛同状況、及び新規の意見・要望を事務局宛てに送付いただく。その方法は、会議後に事務局から連絡する。★

### <議事概要>

#### 1. 前回議事録の確認(資料1)

前回議事録について事務局より説明。特段の意見なく承認された。

#### 2. スイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況(資料2)

事務局より資料2にてスイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況について、その進捗や回答を説明した。その主な質疑は以下の通り。

##### ■ 質疑等(回答の凡例 ⇒:小売電気事業者, →:小売電気事業者以外)

- ・ No.30、「一般送配電事業者の様々な社内処理でレコードを更新したタイムスタンプ」ということについて、これは申込に対しての処理であるのか、全く無関係の処理で更新されるのか、いずれであるか。システムでは小売電気事業者の申込みに無関係な処理も裏で当然なされていると考えるが、小売電気事業者からの申込みに対する処理が次のステータスに進む中でのタイムスタンプ更新ならば、有用な情報になり得るケースは有りえると考えますが、いかがか。  
→ 申込に関係する更新も当然、個別件名のタイムスタンプとして存在する。しかし、個別件名に全く関係無く、社内的な全体処理としてシステム関連で何らかの動きがあった際にもタイムスタンプが更新されることがある。  
⇒ 個別案件としては何も更新されていないにもかかわらず、日時が更新されるという事か。  
→ 個別案件の関係で見れば、全く無関係のものにおいても、タイムスタンプが更新されることもある。  
⇒ 何かの一括処理が裏で行われ、個別申込に無関係で勝手にタイムスタンプが更新されるならば、意味のないデータとなる。  
→ おっしゃる通り、一括処理も含めて更新される状況との話を伺っている。  
→ システムの動作上、一括で何かをしななければいけないため、レコードのいずれかのデータを更新しなければならない時にもタイムスタンプが更新されるという事であり、更にはタイムスタンプが更新された意味を全く見えない状態もあり得る。一般送配電事業者側の画面で見られるデータにも影響が無く、なぜ更新日がその日になっているか、ユーザの誰にも分らず、システム設計者まで辿らなければわからないような状況も想像される。それを1つ1つ検証することは困難と考える。(事務局)  
⇒ これも個社の話になるかもしれないが、最近よくある話として、申込ステータスの情報照会を行った時、何故か「却下」が返され、その状況について問い合わせすると、「現在は処理完了になっています」という様な回答を受け、実際に見に行くと処理

完了になっており、「何か問題でもあるでしょうか」といった様な対応を受けることがある。それでは、なぜシステムが一度「却下」を返してきたのか、弊社が取得したデータが間違っていることはあり得ないと考えられるため、なぜステータスが一時的にでも変になっていたのか疑問がある。問い合わせた時に、実は裏でそば屋の出前の様にデータを直している可能性も考えられる。その問い合わせ稼働は本当に無駄であり、その様な際にデータ更新のタイムスタンプが有れば、どちらが悪かったのか、何が悪かったのかを追跡できるのであるが、今は何も追跡できない状況である。

→ おそらく今回の更新日時データのデータがあったとしても、個別の原因はほぼ追跡できないと考えられる。何故そういうことが起きるのか、理由がミスオペレーションなのか、システムのバグか、システムの予想外のデータによるエラーなのか、原因は様々と予想されるが、それは個々の事象ごとの要因になると考えられるため、現状、追及は難しいのではないかと考える。(事務局)

・ No.98 に関し、前回会議の後で小売電気事業者からご質問があり、電気事業連合会からその回答を報告いただきたい。(事務局)

→ いただいた2点のご質問に回答する。1点目のご質問は、第29回会議において一般送配電事業者から各小売電気事業者への設備変更工事の申込情報の提供は難しいという事を説明したが、それがどういった理由で困難であるか、より具体的なところを教えていただきたいというご質問であった。2点目は、本件についての各一般送配電事業者の問い合わせ窓口はどこであるかというご質問であった。

1点目のご質問の回答、情報提供が困難である理由をいくつかの会社に確認したところ、会社ごとで困難である理由は様々であった。例を挙げると、設備変更申込みを各地の事業所で受付しているケースにおいては、その受付窓口から直接、小売電気事業者へ連絡するスキームは難しく、他方で、例えば代表してネットワークサービスセンター経由で情報提供することも、現状の業務量を考えると困難。また、設備変更申込みの受付システムを構築しているケースにおいても、データ抽出にはシステム開発委託会社への委託が必要であり、都度費用が発生する。さらに、必要とする情報項目はおそらく小売電気事業者ごとに異なり、システムで全データを一括抽出できるならば良いが、実態は一括抽出できるものではなく、不足する項目については都度、ハンド処理で情報を継ぎ足したのち情報提供させていただくこととなる。このような状況から、統一したルールとして情報提供を継続的に行うことは困難である。

2点目のご質問、問い合わせについては各一般送配電事業者のネットワークサービスセンター、託送サービスセンターであり、小売電気事業者がいつもお問い合わせいただいている窓口へご相談いただければと考えている。

⇒ 1点目の回答について、各社ごと事情が違うということに関し、地方の事業所で受付する、業務量の問題がある、システム一括での抽出等、そのような一般的な情報ではなく各社の具体的な状況を知りたい。定性的な情報ではなく、踏み込んだ情報を資料の形でいただきたい。その資料をもって、諦めざるを得ない状況なのか、解決の糸口があるのかを探りたい。

2点目の回答について、相談窓口はネットワークサービスセンター等で良いという話であるが、例えばどのようなフォーマットで問い合わせするべきか、相談を受け付ける営業時間はいつか、何営業日程度で回答をいただけるか等をマニュアル等に掲示いただきたいと考えている。この場の口頭での回答ならば、いざ実際に問い合わせた時に、この場の話が伝わっていないということもあると考えられる。問い合わせ方法等を掲示いただけると助かる。

3点目、過去増設年月日の情報の取り扱いについても、別途で会議後に事務局に問い合わせしていたが、それはどうか。

→ 過去増設年月日の情報の取り扱いについては、まだ確認中である。別途、報告する。(事務局)

→ 1点目のご質問、各社ごとの状況について、第29回で各一般送配電事業者の状況を説明した。それを踏まえ、今回の追加のご質問において、データ提供が難しい理由の情報をご要望されるエリアは、10 エリアではないと理解している。平易に言えば、第29回で説明した電気工事店が小売電気事業者に伝えることなく一般送配電事業者に工事申込出来るエリアに限ると考えている。他のエリアにおいては小売電気事業者の承認機能が設けられている事や、小売電気事業者が直接申し込む等の状況から、本件について問題はなく、全10エリアの状況が必要ないという理解。

その前提で回答するが、どういったことが可能なかご検討を深めたいのであれば、回答に記載の通り、対応を要望したいエリアの一般送配電事業者へ直接ご相談いただきたい。そのご相談の窓口は、基本的にスイッチング支援等でご連絡いただいている各社のネットワークサービスセンターや託送サービスセンターと考えている。

- ⇒ 当方は全 10 エリアの状況の情報提供をいただきたいと考えている。今回、実際にヒアリングした事業者はどこであるか。まずはその情報を提供いただきたい。
- 北陸電力と中国電力と関西電力である。
- ⇒ それぞれどういう事情で困難であるという事であったか。
- 色々あり、その詳細については、各一般送配電事業者にご相談いただきたい。
- ⇒ 直接、各一般送配電事業者の窓口にご相談してほしいという事であるか。
- その通りである。
- ⇒ 各社の問い合わせフォーマットやいつまでに回答いただけるか等の情報を掲示いただきたいという要望に対してはどうか。それが明らかならば、相談が非常にやり易いのであるが、いかがか。
- その様な対応が出来るのかという事についても、各エリアにご相談いただきたい。
- ⇒ 各小売電気事業者が各一般送配電事業者に 1 対 1 の関係で相談することはもったいないのではないかと考えている。小売電気事業者の皆が必要としている要望であれば、この場で調整してルールとして定めていく方が良いのではないか。
- 複数の小売電気事業者から同様のご相談をいただいたとなれば、当該エリアの一般送配電事業者が個社の判断として、その対応をルール化し公表するという話もあり得ると考える。本件は全国的なルールとしてマニュアル等に掲載するという事ではなく、各一般送配電事業者の判断として対応することになると理解いただきたい。
- ⇒ 各社の個別判断だとすれば、例えばスイッチング支援システムのマニュアル等に掲載されるわけではないという事か。
- そもそも新設・増設工事申込については一般送配電事業者各社にてルールが設定されており、それに従って申込いただいている。個社の判断において、もし何らかの対応がなされることになれば、各一般送配電事業者がそれぞれルールとして定め公表するか、または例えばだが契約のある事業者にメール等で周知することなどが考えられる。
- ⇒ 進め方は直接の方が良いという回答であるか。
- その通りである。
- ⇒ 今回ヒアリングいただいた情報について、この場ではなくても良いので、資料としていただけないか。
- 提供できるかどうか、確認する。

- ・ No.100、回答は基本的に、システム改修が難しいため、マニュアルへの反映という事か。
- その通りである。(事務局)
- ⇒ 以前に同じような質問をさせていただいていた後、一部修正されたと考える。本件は処理完了になった当日はエラーとなることであるが、これはシステム仕様に合っていないのではないか。仕様書の名称自体は忘れたが、どのパターンならば需要者情報変更を申し込めるという事が明らかになっていた、その仕様に合っていないという事ではないか。
- 今回の回答は、その仕様に合っていないという事となる。(事務局)
- ⇒ システム仕様の不一致を問題なしとして良いのか。もしそうするならば、スイッチング支援システムの設計書も修正するべきではないか。
- ⇒ 東北電力はシステム改修するという事であるが、他の北海道、東京エリアはシステム仕様に合わせた方が良いのではないか。
- 仕様に合わせられるならば当然その方が良いと考える。一体どの程度難しいのか改めて確認することとしたい。システム改修が困難という事ならば、マニュアルだけではなく設計書にも注記したい。引き続き事情を確認する。(事務局)

#### (全体を通じた質問)

- ・ 一般的な回答をいただきたい。98 番の質疑にも同様の話があったが、この会議は小売電気事業者と一般送配電事業者の共通の課題について話し合うものと理解している。ただし、個社の仕様の違いもあるため、最終的には個別相談が必要になるという結論もあるかと思うが、全体のルールを統一するという観点において、我々、小売電気事業者としては、いきなり一般送配電事業者へ個別に直接、相談する事は失礼に当たるのではないかと考えていた。本会議には電気事業連合会が出席されており、電気事業連合会が一般送配電事業者のとりまとめをするのではないかと考えていた。そこで質問であ

るが、電気事業連合会が取り扱う課題について、明確な線引きはあるのか。

→ 課題の内容によりけりとする。今回の 98 番のご要望に対して各社の状況を確認し、本実務者会議でご説明したところ、最終的には回答の通り、各エリアの一般送配電事業者に個別にご相談いただくことになった。一方、統一した運用ルールの検討もあると考えられ、対応は様々である。

⇒ それでは、まずは電気事業連合会へご相談という事で良いのか。

→ そうでは無い。繰り返しとなるが、課題の内容によるものとする。

### 3. 30分電力量・確定使用量通知のBPに関するご意見・ご要望状況（資料配付なし）

進捗や新規起票はないため、資料配付せず。

○ 次回は2/15（木）10:00～ 豊洲事務所にて開催予定。

以上